

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 日本国際文化学会（以下「本学会」という。）は、国際文化学研究を促進することを目的として、学会誌を刊行する。

### (名称)

第2条 本学会が刊行する学会誌は『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』とし、その英文名は、Intercultural: Annual Review of the Japan Society for Intercultural Studies とする。

### (刊行事務)

第3条 『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』の編集及び刊行事務は、『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』編集委員会（以下「編集委員会」という。）がこれを行う。

### (事務所)

第4条 編集委員会の事務所は、日本国際文化学会常任理事会が指定する大学内に置く。

### (特集)

第5条 『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』に、本学会の活動に関連するテーマの特集を掲載することが出来る。特集の編集、執筆は編集委員会が委嘱する。

## 第2章 執 筆

### (執筆者)

第6条 『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』の執筆者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学会の会員
- (2) 共同執筆者（前号の会員と共同で執筆する者で、編集委員会の承認を受けた者をいう。）
- (3) 第1号の会員以外の者で、編集委員会が『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』の趣旨に特にふさわしいと判断して推薦した者

### (原稿のジャンル)

第7条 『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』に掲載される原稿（以下「原稿」という。）は、次に掲げるジャンル（以下「ジャンル」という。）に属するものとする。

- (1) 論文：国際文化学に関する学術論文と呼ぶにふさわしい水準の内容と形式をもつもの
- (2) 研究ノート：国際文化学に関する問題提起、新しい研究領域の提示等を行うもの
- (3) 実践レポート：国際文化学の教育、研究に関する実践活動についての報告
- (4) 研究動向：最新の研究トピックに関する紹介

(5) 書評：国際文化学に関する学術著書及び論文についての紹介と論評

(6) その他編集委員会がとくに必要と認めたものは、『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』に掲載することができる。

(原稿の分量)

第8条 原稿の分量は、原則として400字詰め原稿用紙50枚を上限とする。ただし、特段の事情があり、編集委員会の許可を得た場合には、この限りではない。

2 外国語等による原稿の分量は、日本語による原稿の掲載頁を上限とする。

(原稿の掲載順序)

第9条 原稿の掲載順は、論文、研究ノート、実践レポート、研究動向、書評、その他の順とする。

2 同一ジャンル内の原稿掲載順は、編集委員会がこれを定める。

(刊行)

第10条 『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』は、原則として年1回刊行する。

2 『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』の刊行期日は、原則として毎年3月とする。

3 『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』の発送先については、別表で定める。

(投稿の条件)

第11条 『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』の執筆者は、原稿がいずれのジャンルに該当するかを示して投稿すること。

### 第3章 編集委員会

(組織)

第12条 編集委員会は、本学会の会員をもって組織する。

(編集委員の選任)

第13条 本学会は、編集委員会の構成員（以下「編集委員」という。）5名を理事会において選任する。

2 編集委員の内2名は、常任理事から選出するものとする。

(編集委員の任期)

第14条 編集委員の任期は2年とする。

2 任期満了前に退任した編集委員の後任として選出された編集委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第15条 編集担当常任理事1名は、編集委員会委員長（以下「委員長」という。）として編集委員会を統括する。

(招集)

第16条 委員長は、編集委員会を招集し、その議長となる。

(定足数・表決)

第17条 編集委員会は、編集委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 編集委員会の議決は、出席した編集委員会の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第18条 編集委員会は、議事録を作成しなければならない。

(編集委員会の権限および所掌事務)

第19条 編集委員会は、次の事項を審議決定し、本学会の理事会に報告し承認を受けなければならない。

(1) 『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』の編集及び刊行に関する具体的事項の決定

(2) 『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』の刊行に必要な細則の制定

(3) 『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』の掲載原稿の依頼

(4) 『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』の刊行に関する会計

(5) その他編集委員会が必要と認めた事項

(掲載原稿の決定)

第20条 編集委員会は、掲載原稿を決定する場合には、しかるべき専門家2名に査読を依頼し、その意見を聴取しなければならない。

2 執筆者が大学院・学部の学生である場合には、前項の査読者は、執筆者の指導教授以外の者でなければならない。

第21条 編集委員会は、掲載希望原稿の掲載を断る場合には、その理由を文書により具体的に説明しなければならない。

2 上記の理由に関する学術的な問題点があると判断した場合には、投稿者は編集委員会に対して再査読を要求することができる。編集委員会は、最初の査読時とは異なる専門家2名に査読を依頼し、その意見を聴取した後、再度掲載について審議し、その結果を投稿者に伝える。再査読は一度のみで、これをもって掲載に関する最終的な結論とする。

(バックナンバーの管理)

第22条 編集委員会は、『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』のバックナンバーを維持管理しなければならない。

(リポジトリへの登録)

第23条 編集委員会は新たに刊行された『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』及びバックナンバーをリポジトリに登録する。

#### 第4章 会計及び事務

(会計)

第 24 条 『インターカルチュラル：日本国際文化学会年報』の刊行に関する経費は、本学会の予算をもってこれにあてる。

## 第 5 章 要項の変更

(要項の変更)

第 25 条 この要項の改正は、本学会の会員総会において、出席した会員の過半数の賛成をもって承認されたときに成立し、可否同数のときは、議長の決するところによる。